



各 位

平成21年6月26日

件名：6月1日より日ASEAN EPAがタイについて発効

日ASEAN EPAが本年6月1日、タイについて発効致しました。これにより日本・タイ間における
特惠制度は一般特惠、日タイEPA特惠、日ASEAN EPA特惠の3つが並存することとなります。

この中で一般特惠については平成19年に日本-タイの二国間EPAが発効して以降当該EPAの適用の無い
ごく一部の物品に限られている為、実質的には二国間EPAか日ASEAN EPAのどちらかを選択することとなり
ます。それぞれ原産地の認定基準が違い、原産地証明書の種類も異なってきますので輸入の際には注意
が必要です。

では今回発効した日ASEAN EPAがタイについても発効することによりどのようなメリットがあるので
しょうか？ 他の特惠制度と比較して最も大きな違いは原産地規則の累積規定が適用されることにより
ASEAN締約国内の原産材料については“ASEAN産”として認められることです。つまり日本からASEAN締約国
へ部品を送る場合、当該部品が“ASEAN産”として認められる為、その後他の締約国が完成品を輸入する
際に無税で輸入できることとなります。

例えば日本からTVパネルをタイへ輸出し、組立て後他のASEAN締約国(B国)へ輸出するとします。
この場合これまではタイで40%以上の付加価値を付けなければB国で輸入する際関税がかかりましたが
当該EPAを利用することによりB国で無税で輸入することができるようになります。これにより今後は
これまで以上にASEAN諸国向けの輸出が促進されると考えられます。

日本への輸入については既にタイとの間で二国間EPAが発効している為直接的なメリットは少ないと
考えられますが、ASEAN産原材料を使用した製品についても特惠税率にて輸入できることとなります。
輸入時の注意点ですが、先にも申しあげました通りまず入手すべき原産地証明書の種類が違います。
また税率も違う場合がありますのでどちらが有利かを事前に調べておく必要があります。

以上、ご不明な点がございましたら弊社までお気軽にお問い合わせ下さい。尚、EPAにつきましては
下記税関ホームページに詳細が記載されておりますのでご参照頂ければと存じます。

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm

株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)

営業部 : TEL : 03-5418-6371 / FAX : 03-5418-6377

カスタマーサービス部 : TEL : 03-5418-6372~3 / FAX : 03-5418-6380

横浜支店 : TEL : 045-211-2001 / FAX : 045-211-2000

URL : <http://www.kau.co.jp>